

復興情報

昭和二十一年八月

国立公文書館

分類

2 A
39-6
⑥ 64

社

社 會 保 險 時 報

第 十 九 卷 第 二 十 號

昭和二十年十二月三十一日

論 議 ・ 研 究

社會保險醫療費適正算出に關する

一考察

年 金 雜 想

終戦後に於ける保險出費所

の運轉

社會保險事務再建に就て

職員と社會保險事務の再建に

就て

時 報

第二十四回全國保險所長事務打合せ見聞記

第三回社會保險診療費算定協議會開催状況

告 示

通 則

人事異動

編輯後記

厚生省 石原 修一

厚生理事官 伊藤 勇七

警視廳京橋保險出張所長 松田 盛造

廣島縣保險課長 森 敏一

長崎縣保險課長 岡田 久造

三 二 三 二 三 二 三

厚 生 省 保 險 局

國家の基本方針として、社会保険の普及を期すことである。

(Nine Points) 社会保険の普及を期すことである。

各地域内の産業の多様性を確保

雇用の増進を期すことである。

社 會 保 險 時 報

補

意味が、
 風儀の低い、
 固ひの備小儀、
 がある。
 備所に、
 不備の他、
 因であること、
 著者に、
 計量し、
 交際を、
 置であるが、
 對策のみで、
 これが根本的、
 地、
 のである。
 秋になれば、
 を越せば、
 ぬ。しかし、
 ざり、同じ、
 るのである。
 國家の基本方針として十分考慮を要するところである。

社會保險醫療費適正單價算出に 關する一考察

厚生省嘱託 石原修

労働者賃金の高低適否が社會に於て常に重大なる問題であつて資本家労働者の間で争ひつゝある事は誰でも知り盡して居る、争議の場合に労働者は生活が出来ないからと主張するし資本家は生活の出来るだけ給與して居ると主張する、つまり生活とは何かと云ふ事の見解の相違に歸着する、生活とは何かは生活の程度の問題に時ならない。生活には食物で云へば粗食から美食まであるし、又飢餓死冷凍死を免かるゝ程度から即ち生存のみが許さるゝ程度から人間生活もつと言葉をかへれば高等の人間文化生活をなす程度に到るまで「開き」がある、一面には指導層の人は民衆に向つて文化生活には自給自給を以て臨むべきを民衆に

求めつゝあるが人間としては誰でも何時でも上向に進展せしむべく希ひ望みつゝあるは云ふまでもない事である。賃金に關する研究は數多く行はれて居つて生産行動に於ける本質性格は相當に明らかになつて居るが其の金額に就ては何人も肯納する様な確固たる基礎理論は遺憾にも筆者には知らない、これは筆者の不勉強の結果かも知れない、金額に就ては多くは生計費調査法によつて現實の賃金を分析する事を出発として得られたる數字を社會常識の公正性(?)に依て其の是非が論議さるゝに止つて賃金々額の適否を本質から眺めて云々出来る科學的論議はないのである、然し社會に何とはなしに労働者の生活費に就ては不鮮明ではあ

(Nine Points) と稱せられてゐる。各地域内の産業の多様性を確保。

るが或る基準を社会の誰もが又労働者自身持つて居る事は
見逃し得ない、賃金は国際間に於て同一の生産量に就て差
がある、我が国は生産費に對する賃金が低い事が輸出を盛
になし歐洲各國からは意識的「ダンピング」と認められ調
査員が派遣せらるゝに到り併せて關稅の高壁が諸外國で築
き上げらるゝに到つたが我が國の労働者は歐洲労働者に比
して特に多分に搾取されて居る譯ではなかつたのであつた、
是れには賃金を金に換算した事のみで比較した所に過誤が
あつたのであつた、國際間の賃金の「開き」は各國の生産
總額の「開き」に比例すると観するに恐らく誤りはあるま
らぬ、一國內に於ては其の國內の生産額の所得の分配の割合
の度合の問題で國內の各社会群の力の均衡によつて定まる
より分配量によつて賃金は決定するものと考へらるのであ
る、つまり各社会群の闘争によつて決定され變更されつゝ
あるのである、然し此の基本標準に關する闘争は常に意識
下にて行はれ居つて表面化するものではない、賃金問題が
表面化するのには、物價の變動労働力の需要供給の急變動な
との基本標準から云へば外的條件の急激な變動があつた時

に限るもので同盟罷業などは是れの尖鋭化したものに外な
らない、が何時も相當の競争の上何とか落着するものを常
とする、然し内在的な基本標準には先づ變化がない様に思
はれる、やはり一國內には鮮明には無論の事掴み得ないが
何とはなしに基本標準の存在を肯定せざるを得ないのであ
る、此の存在事實に對する本質的研究は未だ途上であつて
全貌を究明されて居らない、賃金の適格高低が社会で表面
化して問題となるのは要するに大部分は貨幣價値の浮動の
反射であつて、本格の基本標準の變動とは別のものと考へ
られる、基本標準の變動は徐々に意識下で進行するもので
意識上に現はれるものとは思はれない。
労働賃金の事を長々と述べたのは思ふ所があつたので前
提として云ふたのである、社会に於ける利潤率利潤分配附
體小作料、供給、給料手當年金恩給等には總て労働賃金の
持つ本質性を持つて居る、つまり各利害關係を有する社
会群の意識下分配争奪闘争の結果が時代相當に數字になつ
て表面化して居ると認むべきであらう。
此の意識下闘争の結果として出来た基本標準は何れの形

賃

何れの數字として社会の表面の上に現れて各社会群所屬の
人々の生活の上に現實化せらるゝかと云ふと、労働者は賃
金として、小作人には小作料として、給料生活者には俸給
給料手當として貨幣の數量で表現されるのである、所で所
謂自由業たる辯護士や開業せる療養師即ち醫師齒科醫師、藥
劑師、産婆の場合では様相が大分ちがつて居る、同職組合
が成立して居る場合は組合協定として其の報酬金額が事相
毎に決定されて居るが同職組合のない場合には何とはなし
に何時かは其の社会群の間で決まつて來て居る、現在の醫
師の場合では他人に雇はれて居る者は主として俸給で時に
は事件毎の特別報酬を副として表現されて居るが開業せる
醫師の場合では醫師の生活が複雑して居る爲めに一段と變
つた形で金錢化して居るのである、所謂藥價の形で表現さ
れて居る、何故かと云ふと醫師が開業して居る場合は多く
は自宅にて醫業を営むから醫師個人に所屬する個人生活費
と醫師が醫業を営むによつて要する醫業經費とが重り合つ
て相互に利用されて居つて其の關係は犬牙が錯雜せる如く
からみ合つて其の區別が甚しく至難である、斯くの如き生

活の經驗が蓄積され調整され普遍化されて出来た金錢的表
現數字が藥價であると認むるが適切であり妥當であると認
めざるを得ない、だから藥價と云ふ字句は其の本質を現す
には誠に不適切と思はれるむしろ藥費とでも稱する方が幾
分かよいかとも思はれる、藥價は醫師としての生産分配制
合の金錢化したる金額額と診察に必要であつた藥品代の二
種の金額から成立して居るのである、藥價を其の字句の表
面的意義からして使用したる藥品の代價よりして、其の高
下を議論するは其の本質を知らない話である事は明らかだ
が當の醫師の中にも斯の如きのはづれた考へを持つて居
る人々があるのに筆者は誠に恐れ入り又驚いて居る、飲み
藥以外の外用藥とか其他處置注射手術並に醫學的指導等の
料金謝禮などはすべて所謂藥價を基本として相對的相關的
に其の金額が決定して來て居ると思はれる、從て是等の鈎
り合は貨幣價値の變動が稍大きくなつた時には常に變動し
變動されべき運命にあるのは當り前であらう。
健康保除の一點單價並に點數表は此の基本原理由つて
數量的金錢的に表現されたものと筆者は考へるのである、

意味を以て
つた。
風潮の低い
國の賃小
がある。
場所によつて
不働の他住
因であること
賃に對する
計畫し、悪役
役障を張るこ
置であるが、
對策のみで解
これが根本的
的變改を内容
ものである。
秋になれば
を越せば大じ
ぬ。しかし問
ざり、同じこ
るのである。
國家の基本方針として十分考慮を要
するところである。

(Nine Points) 稱せられてゐる。

各地域内の産業の多様性を確保

専断を阻害せぬこと。

賃

社会保険の醫費の適正單價とは其の時に於ける貨幣價值に相應した結果であつてもし貨幣價值が餘りに變動した時には金銭的にも數量的にも變革するべきは必然の事であると共に變更に用ふべき方法並に必要とする資料の選擇も自ら定つて來るのではあるまいか、變更には適切妥當なる出發點を要する、即ち經濟上には平穩時に於て醫師並に醫師組合及び社會が協議し協調し相方が心から肯納し萬人が無理がないと心から認めた一點單價即ち藥價が其の時の適正のものになつて居るから此の一點單價も基礎として單價變更に乗り出すべきものと考へられるのである、貨幣價值の大變動を如何にし取り入れ如何に金額率を修正するかの方法は自ら明である、即ち醫師個人の生活費の部分と使用する藥品の代價の部分に適切なる修正を加ふればよい事になるのである、此所で稍難關なのは所謂藥價中幾何が醫師の個人生活費の部分で幾分が藥品代の部分であるかの點である、此の二者を表現するに百分比を以て表示するか又或る時期の現實金額を以て表示するかの方法が存する筈であるが生計費分析研究に於ての如く抽象的に百分比で示すのは其の調査時に於てのみ妥當であつて同様に藥價金額の變更の場合にも百分比を以て表示するは其の時のみの事相を示すに過ぎないから適當とは思はれない、其の時だけを以て表示する方が實際的と思はれる、今假に一日分藥價は二十五錢見當であつた場合を取り上げて検討して見たい、此の場合には二十五錢の内藥品代(現代レットル代を含む)は全般的見透しによれば即ち「カン」によれば先づ三錢見當と見做すのは多數の醫師の一致して居る所であるから二十五錢から三錢を差引いたもの二十二錢が醫師個人の生活費と醫業經營費となる譯である、醫師個人生活費と醫業經營に必要なる經營との區分の問題が残る事になる、此の點に就ては醫師の意見は種々で未だ藥品代の如き見透的數額割合も金額もはつきり判明して居らない、此の二者の性質を考へて見ると其内容を検討して見ると性格的には個人生活の性格に近似して居るから此の二者の金額修正は段々一括して個人生活費修正として取り扱ふても甚しき不合理不均衡は起らないものと思はれる。

藥品代價の修正から進める事とする、基本時期の處方を多數集めて其の時の藥品時價より其の費用を算出して置いて修正時期の處方を多數集めて修正時に於ける藥品時價より其の費用を算出して比較して値上り率を推測するを第一とし第二には藥品の中から醫師が大量に使用する藥品を取り上げ其の時價を基本時期と修正時期とを比較する、第三には醫師に就て藥品代支拂の金額増加の割合を見透的的「カン」によつて開合せる、此の點を裏面より可能とせば藥品高に就て醫師よりの支拂の増加割合を聽く事とする、第四には藥品高に就て二時期に於て藥品の値上りの總括的見透しの「カン」によつて腹藏なき見透を聽く是等の要素を基として適切妥當の値上り率を推測すれば比較的正しい近似數字が出來るのではあるまいか、此所に第一第二とは重要性の順序を示したものでない事は云ふまでもない、只列舉の便宜に過ぎない事は述べて置く、藥品以外の診療資料に就ても可能の範圍に於て藥品値上り調査に準じて行つて参考資料とする。

次に醫師生活費醫業經營による經營を含むの修正資料として生計費指數とか物價指數とか世上の一般的のものか引用利用し得ると思ふが此の時に中層なる醫師の多數に就て生活費指數の度合を見透的「カン」によつて開合せる事も必要であらうし、又給料生活者の二時期に於ける實収入の比較なども有力な資料であると思ふ、是等のものと綜合勘案すれば比較妥當な率を得られるのではあるまいか。

見透的「カン」によつて總合せる事は調査に就て餘り使用せられざる方法であるが筆者は此の方法を相當重要視するのである、それは當事者の金銭的利益關係に重大なる影響を及ぼす事柄に就ては各當事者は眞剣であり鋭敏である爲に其の見透的「カン」は意外にも正鵠に近いものである點を重要視する結果に外ならないからである、此の際に前提として大切な事は總合せる當事者の選擇である、總合すべき當事者は人格公正で社會常識の圓熟せる人たるを主要條件とし調査人数は多い程正確に近くてよい事は云ふまでもない、此所で特に留意すべきは總合せの當事者の選擇には當事者の階層と居住地域に於て充分の考慮が拂はれねば

意味増大する。風潮の低い、國の大小の別がある。醫師に關しては、不備その他住居、因であることは、甚きに病、計費し、悪疫、疫障を張る。置であるが、對策の分、解、これが根本的、宅建設を内容、ものである。

秋になれば、を越せば大し、ぬ。しかし問、ざり、同じこ、るのである。

國家の基本方針として十分考慮するところである。

(Nine Points) と稱せられてゐる。

各地域内の産業の多様性を確保

要請を阻害せぬこと。

亡といった社会生活上の諸般の危険に遭遇した人々に対し
て其の後仕末をつけてやるのが本来の仕事であるから、職
卒の後仕末にも十分お役に立つ素質をもつて居るかも知れ
ない。

厚生年金保険に於ては、差向き終戦の結果行はれた一斉
復員に伴つて、脱退手當金の請求が殺到して来て居る。復
員者の全部から請求を受けるとすれば數億圓にも上るであ
らうが、實際上は歸鮮半島人は別として、一部の請求に止
まるものと思はれる。その方が結局被保険者としても實明
であり、又地方廳事務の複線を幾分でも緩和し得ることと
もなるであらう。

遺族年金、障害年金等については、廣島、長崎兩市の原
子爆弾による犠牲を初め、之れ亦戦災其の他業務に基因す
る不幸な請求が頗る多い。昔で年金課分量で支給決定した
數多くの年金給付の内、最高年額は千三百九十九圓九十
六錢、山口縣の記號を有する大森といふ被保険者に關する
遺族年金の例であつた。昨年十月一日資格を取得し同月七
日に業務死亡してゐるから、僅か七日間だけの被保険者で

ある。基本年金額千圓(標準報酬二十級の五月分)に遺子
六人の加給金加はつて居る。

試みにこれを恩給法による遺族扶助料と比較するに、文
官が非公務死で年額千四百圓を支給されるには、勲任官一
級俸在職三十七年が之に該當し、軍人の非公務死で見
ても、少將の在職三十八年が該當するといふ。又軍人の戦闘
公務死に於ても大尉の遺子三人、在職十六年といふとこ
ろ、普通公務死では一階等上つて少佐の遺子三人、在職二
十年が之と一致する。

障害年金は最高八月分を保障されるから、既に一層高額の
支給例もあることと思はれる。

この一例の比較にみても、厚生年金保険が今後の民生安
定の上にもつ效用は相當に顯著なものであると思はれる。
理想的には受給遺族等の生計調査によつて給付の効果が具
體的に確認されると共に、附帯施設として必要な生活相
談、生活指導にまで及んで年金保障に萬全を期したい氣持
がする。差詰め年金保険厚生團の支部でも設置されるなら
ば、地方廳とも協力してこの方面に手を染めることが可能

とならであらう。

厚生團の無形外科療養施設も別府のほか主達が開所さ
れ、登別その他も開設に近づいて居る。厚生團が其の事業
の手始めとして無形外科療養施設に着眼したことは社会的
に極めて適切であつたといふことを、この程其の道の専門
教授に伺つて、門外漢の私は非常な啓蒙と感銘を受けた
が、それによると、日本には工場鑛山の業務災害が多いの
で無形外科は極めて重要であるが、何分醫療設備等が欠か
りのため殆ど個人經營が成り立たず、従てどうしても公
共的施設によつて實施されることが必要であるにも拘ら
ず、従來政府の施策に見るべきものがなかつたので、厚生

團の療養施設が整備され、各醫大の温泉研究所とも緊密に
連絡するならば、學問的にも技術的にも廣くは日本醫學の
進歩の上に非常な貢獻を齎すこととなるといふのである。
同よりそれと同時に不幸な被保険者の凡てが救はれ、
義足に血が通ふまで、といふ言葉通りの成果を挙げること
を期したいものである。

併し他面、被保険者全般に對する厚生年金保険の福祉施
置(六頁より)

事が出来ない、云ひ換ふれば調査に充分に客観性を浸み透
す事が事實上出来ない事になる、従つて適正單價決定の場
合には各種の調査方法によつて得られた數字を基としての
社會情勢を充分に參照して初めて適切妥當の點が得られる
のではあるまいか。
本稿は筆者個人限りの一私見に止る事を終りに附言して
置く。(終)

意味増まで
つた。
風風の低い、
圓ひの微小風
がある。
團所に風速は
不測その他住
因であること
に疑いなく、
計費し、悪疫
疫障を張るこ
とであるが、
対策のみで解
これが根本的
地盤を内容
ものである。
秋になれば
を越せば大し
ぬ。しかし問
ざり、同じこ
るのである。
國家の基本方針として十分考慮を要
するところである。

目的は、本稿の目的は「九頁目」
(Nine Points)と稱せられてゐる。

各地域内の産業の多様性を確保
要請を阻害せぬこと。

終戦に於ける

保険出張所の運営

警視廳京橋保険出張所長 松田盛進

一、はしがき

標記のやうな題名でものを言ふやうにといふ指命を受けたが、これは私などには少し六ヶ敷いやうだ。眞實なら私などよりも先輩もあるのだから、さういふ人達が何か云ふべき所であらうかと思ふ。が時間の関係とか、地理的な關係でそれらの人に指令が發せられなかつたものであらう。しかし私にとつてはまたと得がたい機會で私はこの機を利用して、自分の貧しい経験から意見を述べ、先輩や友人知己に見て貰ひ度いと思ふ。それが私が本文を書かうとする根本の氣持である。

戦争中私どもは私どもの視線を奪つては流石に社會の許々の現象に押流されて、充分にその流の底を通ふものを窺める餘裕を時間的にも氣持の上でも持たなかつたといふのが眞實であらう。たゞもう氣持ばかりあせつてゐた。だが終戦となつた現在、日本國民として私どもは考へなければならぬ澤山の問題に懸倒されてゐる、殊に社會保險の運營者としての私どもは、反省しなければならぬ諸種の問題に取り巻かれてゐる譯である。

終戦後の社會保險の運營は、したがつて、過去の反省から出發しなければならぬ。そして過去に於けるよりも、

つと効果的な方法を發見しなければならぬといふことは明らかである。

二、保険出張所の運営

私は、社會保險の運營者としての私の氣持を明らかに告白し、そこから新規まき直しに立上り度いと思ふ。勉強のし直しをし度い考へである。全體から言ふと、戦時中は、私どもは、殆ど何もしてゐないといふのが實情ではなかつたか、少くも私にとつてはさうであつたやうに考へる。そんなことであつてはならないといふ人もあるだらう、私も抽象的にはさう考へる、がしかし、そんなことを云つたからと云つて、それは何にもならないのである、何となれば實情は、私どもに取つて手も足も出なかつたのであるから、そこに時局のあつた問題もあり、健康保險そのものの本來的な性質から導き出される原因もあるではあらうが、それ以外にも行政機構の問題もあれば、醫療制度の問題もありまたその運営に當る人の問題もあつて、この問題の解明が云はゞ保險出張所運營の將來の根本的課題となるであらう。

しかし茲に於ては、私にとつては、問題は更に更に具體的となる。最初に私は内部事務のことから始め度い、内部事務に就て先づ第一に、私は權限した出張所では、所の傳統である所風がすつかり壞れてゐると思ふがどうであらう。これは良い意味に於ても、悪い意味に於ても事實である。したがつて、この期を外さず、私どもは所風の確立に全力を打ち込むべきではないかと思ふ。もしこの期を外したら、事實上も早や出来ないと云つて宜い。

所風の確立といふことが如何に必要であるかといふことは、私どもはいやといふ程経験させられてゐるのであるから、そのことに就ては敢て語る必要もあるまい。またこのことは言葉に依つて語るべきものではなく、經驗に依つてのみ獲得せらるべきものであるのかも知れない。それなら如何に所風を確立するか、それは豫め決めてかゝるべきものでもなく、また豫め決めてかゝつても、決してその通りになるやうな、生易しいものではない。各種の状態を考へて、その状態を利用して、自然發生的に確立せられるが如くに行はすべきものであらう。そしてこの仕事は庶務

宿

意味増すこと
つた。
風情の低い、
圓ひの狭小風
がある。
場所によつて
不備その他住
因であること
等々に備へ
計畫し、應援
設備を張るこ
題であるが、
對策の少く解
これが根本的
増建設を内容
ものである。
秋になれば
を越せば大し
ぬ。しかし問
きり、同じこ
るのである。
國家の基本方針として十分考慮を要
するところである。

目的に於ける部分には、ナチズム
(Nine Points)と稱せられてゐる。

各地域内の産業の多様性を確保

軍需を阻害せぬこと。

の、そして多分に庶務係長の責任となつて来る。私はこの仕事の重要性を先づ第一に主張し度い。それは将来に亘つての礎石の確立なのであるから。

第二は文書の迅速処理の問題である。補償のため職員の数に削減したにも拘らず、今日程文書の処理が迅速に行はれた時代は曾てなかつたのではあるまいか。これは戦時中に於ける出張所の唯一の訪とも云ふべきものであらう。この處理上の能率を決して落さぬやうにやることが、終戦直後の轉換期に當る現在特に必要である。

が、しかし、この迅速處理の問題の中には二つの面が内包されてゐることを忘れてはならない。即ちその一つは、時局の劇戦の下に行はれた無理な處理方法で、他の一面は事務を極度に簡素化した結果としての迅速處理方法である。最初の面に就て云へば、私ともは何を措いても、その事務に當つた職員に先づ感謝しなければなるまい。彼等は衣食住の苦しい制限にも拘らず、まことによく行動した。彼等のある者の如きはそのために自分の健康を犠牲に供しなへした。それにも拘らず官廳事務の不活潑が起す問題

になつてゐることは、彼等にとつては、何としても受取れないことである。曾て官廳事務に日曜日廢止のことが行はれたことがあるが、私は個人的にはそれに反對であつた。それは官廳職員といふものに關する無理解から起つたものである成程ある種の工場は、日曜日も祭日もなく働いたであらう、が、よく熟視して見るがよい、工場は無休ではあるが、その中で働いてゐる者は、二部制、三部制に依る休息が與へられてゐる。が、官廳といふものには、二部制も、三部制もない、一人の人間が日曜日も祭日も働き、宿直もし、所の防衛にも當るといふことになるのである。この點は、特に民間側の人によく理解されなければならぬ。略が少し脇道に外れたが、文書の迅速處理はその一面がやうにして獲得されたものである。こゝに多分の無理があるといふことを私どもは考慮に置かなければならぬ。私どもは、これに對し職員を待つて、能率的な事務組織を以て代替しなければならぬ。

もう一つの面に關しては、私どもは、その間に於て事務の正確さ綿密さが放棄されてゐることを承認しなければならぬ。

宿

らないだらう。この點は漸次に恢復されなければならないのであるが、それは必然的に次に述べる第三の問題を導き入れることになる。

第三の問題は、出張所の事務組織の問題である。出張所の事務は職員数の減少に反比例して、戦時中に著しく増加した。第一は後援學徒動員等々による労働者数の絶對的增加に因る事務量の増加であり、第二は中央事務の地方委管、組合監督事務、年金保険現業事務等に依る事務量の増加である。これに關しては、今日何等かの手當を行ふべき時期に達してゐるものと、私は考へてゐる。

問題の中心は、何と云つても、年金保険事務に就てである。年金保険の事務は、何よりも先づ正確さと綿密さを要求してゐる。もしこの正確さ綿密さに於て缺けてゐるところがあるとしたならば、年金保険は將來決定的な困難さに達する外はないであらう。にも拘らず、出張所は中央現業事務の委管を受けて、益々重大な覺悟を必要とするに立至つたのである。

年金保険事務の如き統一した事務處理を要求する如きも

のに在つては、その事務が、多数の出張所に分割され、ばされる程、その正確さ綿密さに於ての缺點が顯著となることは當然である。したがつて、私は出張所の多い府縣に於ては、本課に於て一括處理されるのが望ましいと考へるのであるが、幸ひ實地に於ては本課に別に一係が設けられて、從來中央現業事務として行はれてゐたものの一都(當分の開資格關係事務のみ)が行はれることになつて、現に行はれつゝあることは當を得た措置と云ふべきであらう。

さて、それなら出張所に於てはどうかと云ふならば、終戦直後の脱退手當金請求事務の激増は暫らく措くも、將來この方面の事務が次第に増加すべきは當然の勢である、このことは、それに關聯して資格事務の正確さを必要條件とすることは勿論である。云ひ換へれば、給付係と徴收係との問題である。給付係は從來からの慣例に依れば、現給班と醫務班に区分されるのが通例であるが、年金保険給付事務を將來とも出張所に於て行ふものとするならば(資格關係事務を一括して本課に於て行ふものとするれば、給付關係事務も亦支拂關係事務を除くの外は本課に於て行ふべきも

國策の基本方針として十分考慮を要するところである。

目的に對し本報部分は一九四四年

(Nine Points)と稱せられてゐる。

各地域内の産業の多様性を確保

取柄を阻礙せぬこと。

3

のであらう。更に年金班なるものを設ける必要があるやうに考へられる。何となれば年金保険給付の仕事は、健康保険に於ける現給班の仕事と、多少その趣を異にし、健康保険に於ける傷病手当金計算の仕事の中に挟んで年金保険の脱退手當金、年金等の計算の仕事を行ふには適してゐないやうに思はれるからである。

徴収係は資格班、測定班、収納班の三班に区分されてゐるのが通例であるが、資格班から分離して、更に年金資格班を置き年金資格事務を擔當せしめるのが、責任の所在を明白にし、事務を正確ならしめる所以ではあるまいか。このことは、しかし、職員数の増加なくしては行ひ得ないことであつて、今日問題となつてゐる官廳職員整理の問題は、保険出張所に關する限りに於ては、その事務量を考へると、不安の念なしには到底考へられないことである。

第四の問題は職員の教育の問題である。職員の教育は戦時中はまつたく放棄され、その努力は當面の事務處理の面に振り向けられてゐたが、今や再びこの問題が粗上げに上せらるべき時期である。とは云ふものの、私どもはもつと反

省的になるならば、曾て本氣になつて、職員教育の問題を考究したことがあつたかどうかを考へても宜いではあるまいか。實際、厚生省に於ては、毎年事務講習會を開催し、私も亦その講師の末席を汚したこともあつたが、しかし、それは實際の事務の面から云へば、殆ど擦過するに過ぎない程度のものであつたのである。

通信院には通信官吏練習所といふ恒久的施設があつて、通信事務に必要な官吏を養成してゐるし、また警視廳には警察講習所なるものが設けられてゐて、警察官に必要な事務の講習を行つてゐるが、全國數百萬の被保険者と數千萬に上るその家族とを對象として、生活の最低限度を確保せんと必死の努力を續けてゐる社會保険に於て、それらの恒久的科學的、施設が設けられて居らぬことは、如何にも残念である。殊に社會保険の事務が多少専門的な色彩を帯びてゐるに於てをや。

この問題は保険出張所の運営の問題に關聯して、それ以上の全體的綜合的問題として考慮されるべきであるが、復員職員を迎へて、職員再教育の問題が提唱されてゐる現

宿

意味を以て
風儀の低い
國ひの國小
が、
前所に居
不備その他
困である
計畫し、選
疫障を張
置である
對策のみで
これが根本
老慮を内
ものであ
秋になれば
を越せば大
ぬ。しかし
ざり、同じ
るのである。
國家の基本
方針として
十分考慮を
要するところ
である。

在、急速に實現させる必要があるのではあるまいか。このやうな教育機關は、學校教育に恵まれざる有能なる職員をして、その手腕力量を十二分に發揮せしめ、昇進の機會を與へ、したがつて、その前途を明るくする民主主義的な制度として、社會保険の將來の發展に寄與するところは蓋し尠くないものがあるのではなからうかと、私などは考へてゐる。

内部事務の上に可成りの紙数を費ひ過ぎたので次に外部事務に移り度いと思ふ。——この點で先づ第一に云ひ度いのは醫療制度の問題である、この問題の正當な解決なしには内部事務が如何に迅速に行はれやうとも、その効果の大半は上すべしをしようであらう。内部事務と云ひ外部事務と云ふも、要するにそれは社會保險——現在に於ては特に健康保險——の社會的效果を百パーセントならしめんとするものに他ならないのであるからである。

健康保險の醫療制度がどのやうなものであるかに就ての記述は茲には必要としないであらう、いま靜かに考へて見ると戦時中保險醫は働かなかつたと云つてよいであらう。

そこには保險醫の人格的な責任もあるにはあるのであらうが、如何に働き度くも働けなかつたといふ醫者もあることを忘れてはならない。

醫療制度といふことに依つて、私は醫師制度と藥品配給制度とを意味させたいと思つてゐるが、これを健康保險の醫療制度として考慮する前に、國民の醫療制度として解決すること、が可能かどうかといふ問題を考究して見る必要がある。もしそうすることがどうしても不可能だと云ふのならば、然らば社會保險の面に於て採り上ぐべきである。

勤務階級は從來醫療の面に於ては、随分困つて來た、醫療利用組合が自然發生的に結成されたのも、労働組合が労働組合病院を持つに至つたのもそのためであるが、それでも尙勤務階級は依然として困つてゐる。健康保險の制度が確立されても、尙且この問題は解決されてはゐない。そこでこの問題を國民醫療の問題として強引に解決してしまふか、もしそれが出来ないとすれば、社會保險の必死の努力に依つて解決する他はないといふことになる。

目的に對し、本報の大部分は、九箇箇

各地域内の産業の多様性を確保

夏期を阻害せぬこと

健康保険は昨年あたりからその専門の病院を持ち始めた。このことは極めて劃期的な措置とも云ふべきであつて、それは根本的には現行醫師制度に對して手袋を投げたと思ふべきものである。云ひ換へれば、健康保険法に於ては、現行の醫師制度の上に何等か新なる建設を持ち来さんとしてゐるものと見ることが出来る。健康保険のこの措置は出来るだけ早く全国的に擴大せらるべきであつて、さうなつた時に始めて、それは劃期的なものとなるのである。毎年繰返される醫療報酬に於ける單價の問題も、點數の問題も、さうなれば凡て解決されるに至るのである。

醫師制度と共に藥品配給の制度をも考慮する必要があつた。藥品の一定量が健康保険の被保険者の取扱件數に應じて特配せらるべきであるといふことは、口がすつぱくなる程叫べられて来たのであるが、何故かこれは遂に實現されるに至らなかつた。私も最も早く他方本願であつてはならないと考へる。私も最も早く藥品製造の企業體を持つべきである。私どもの病院がある以上、その病院に配給する位の藥品はどんなことがあつても、私どもの手で作り

出さなければならぬ。それは最少限度の必要を維持するものたるに過ぎないのであるから。

私は直接保險出張所の運営に關係のないことを云つてしまつたやうに見えるが、實はそれこそ保險出張所の運営を最も効果的たらしめる基本的な課題なのである。こと程さやうに如何なる出張所も醫療の問題では苦しんでゐるのである。

第二は保健施設の問題であるが終戦直前に於ては、私も最も早く保健施設のやりやうがなくなつてしまつたのである。何とかしなくてはと絶えず考へてゐながら、どうにも手が着かなくなつてしまつたといふのが實情である。

が、終戦後外部に對して積極的に働きかける、まづ第一のものは保健施設であらう。しがらばどのやうなことを爲すべきであるか、それにはいろいろのことが考へられるであらうが、私は將來は、兎も角も、もつと総合的な施設が考慮されても宜いのであるまいかと考へる。例へば差し當つては勤務階級に對するアパートに關する施設である、これは一つの投資としても考へられる、寧ろは米國最大の

徳

生命保險會社メトロポリタン會社がアパートを建設して、契約者の爲め率仕したことがあるが、これは投資としても亦成立つものであることを發表したことがある。今日勤務階級に對するアパートの提供は社會保險の保健施設として最も時宜を得たるものであらう。また例を挙げれば、温泉浴場、海水浴場、劇場等の恒久的施設を建設して、一般的な慰安を提供することである。保險出張所毎に行ふ保健施設の外に、この様な総合的な、また恒久的な施設があつても宜いのであるまいか。

第三は、健康保險組合に對する問題であるが健康保險組合現場は毎年一回とか隔年一回とかの監査の問題ではない。従來の監査といふ觀念は、當分の間これを留保することとして、先づ組合の内部事務の指導を爲すことが必要である。罹災した組合に就て一日も早く復舊し得るやうに實地指導をすることが必要であることは、云ふ迄もないが、罹災しない組合に於ても、職員移動、解雇等に因つて、實際の事務を知らぬまゝに、たゞ云はれたことをやつてゐるに過ぎないし、また間違つたことをやつてゐてもそれが

間違であることを知らずにやつてゐるといふことが少くないのである。

この状態の下に於ては私も先づこれらの組合の手を取つて獨り歩きの出来るところ迄連れて來ることが先決問題である。勿論さうでない立派な組合もあるが、しかしこれらの組合に於ても、その事務員の教育には随分と骨を折つてゐるのである。故に組合に對しては、何と云つても事務指導をする、といふことが私どもの第一の仕事となつて來る。監査は其の次のことである。

これに關聯して私は、組合聯合會にこれら組合の事務員のために事務講習會を開催されんことを切に御願ひして置く。内部事務と外部事務とを通じて私の最も欲しいと思つたのは事務上の機動力である。戦時中はそのやうなことは望むべくもなかつたが、事務上の機動力を持つといふことは實に保險出張所運営の成敗を決定する原動力である。如何なる仕事に於ても、さうであるのかも知れないが保險出張所の仕事はその各部門とも總體的にひた押しに押し進

國家の基本方針として十分考慮を要するところである。

目的は最も重要な部分に在り、(Nine Points)を補ふべきである。

各地域内の産業の多様性を確保

要請を阻害せぬこと。

めるといふのでは、思つた程の効果を収めることは大々敷
いやうである。さうではなくて、ある時は保健施設を強調
し、またある時は滞納を整理しまたある時は標準報酬の適
正を圖ることが、その時期に応じて、力點を移すことが効
果的であるやうに思ふ。またさうすることが、職員の数に
於ても、肉體的な疲勞といふ面から見ても、能率的である
やうに私は考へられるのである。この意味に於て、私は保
険出張所は、絶えず一つの機動力を持つべきであると考へ
る。

三、ひ す び

以上先輩の前も博らず、私はいろ／＼詰らぬことを述べ
たが、私は終戦を境にして、勉強のし直しをやうとして
ゐるのである。だから、私は私の過去を清算したいのだ、
私は私の體験を先輩諸君の前にむき出して、やつつけて貰
ひたいのである。私は一切の構へをすて、裸になつて歩
きたいと思ふのである。私には、いまは、一つの安心感が
あるのである。たとへ私が、如何に巧に私自身を誦つても
私を私以上に見せることは不可能であると同時に、また私

がどんなに私の缺點をさらけ出しても、先輩諸君から私以
下に見下される心配は全然ないといふことである。したが
つて、私はいま心安らから、思ふことを云ひ、したいこと
が出来るといふ感を持つてゐる。これは私の現在の心境で
ある。先輩諸君の御叱正を乞ふ。(終)

「質疑應答欄」新設

一、今度新たに本欄を新設致しました。社会保険に關す
る如何なる質問にも應じます。随つて御投稿下さい。
一般的なもの本誌に載せ、然らざるものは保員より
私書にて御回答致します。
二、質疑は無料です。誌上匿名は隨意です。住所氏名は
必ず明記して下さい。
三、宛名は東京都芝区白金三丁目二五厚生会保険局保
険一社会保険時報編輯部です。

「建設の聲」欄新設

一、社会保険の改善案を募集致します。吾々社会保険の
利益を受ける者の爲に社会保険を一步でも前進させたい
主旨です。社会保険に關する缺點不平を御投稿下さ
ればそれに解説を加へて本欄にのせても良いと考へま
すので随つて御投稿下さい。
二、誌上匿名は隨意です。住所、職業氏名は必ず編輯部に
御知らせ下さい。
三、宛名は厚生会保険局保険一社会保険時報編輯部です。

社會保險事務再建に就て

廣島縣保險課長 森

峻

八月六日の廣島市に於ける原子爆弾の被害は爆心依り半
キロ以内の地點に於ける地上物件はあの繁華街も其の一切
が一瞬にして壊滅に歸したと云ふ一事に於て其の他方面に
於ける被害の程度も、凡そ想像され得ることであらう人と
云はず草木と云はず水中の生物も生きとし生じるものは、
勿論あの堅平な鐵筋の高層建物も凡てが、焼き盡され、拾
五萬の死者幾拾萬の負傷者の出たることを想へば、想像す
るだに膚に粟立を覺ゆるものがある。

私が愛媛から本縣に着任したのは、この被害あつてから
約一ヶ月後の九月十日であつた。當時の私の氣持と申しま
すか心境を率直に申し上げるならば、この恐るべき原子爆
弾の放射能や毒素の副作用の多い廣島への赴任に就ては聊
か躊躇せざるを得なかつたが、今から思へば全く杞憂に過
ぎなかつたことも、喜ぶものである。
縣廳は廣島市より東方約一里の地點にある、白洋東洋工
業株式會社の事務所に移轉して居り、保險課は其の三階の
大廣間一部に陣取り長卓子二、三脚ならべられ、それに僅
か五名の課員が出勤して居る現状で、是れには全く驚き
且、一種の淋しさを感じた次第である。然し考へて見れば
何しろ、總監以下縣職員の過半数約六百五十名の死者を出
したことで、縣の行政も一時は全く混沌たる状態であつ



意味までも
風根の低い
圓ひの腰小
があら。
廣所に居住
木質その他
因であること
に響きに響
計畫し、悪疫
疫障を張るこ
題であるが、
對策のみで解
これが根本的
増産を内林
ものである。
秋になれば
を越せば大し
ぬ。しかし問
きり、同じこ
るのである。
國家の基本方針として十分考慮を要
するところである。

目的に最も有益な部分は一九四〇年
(Nine Points)と稱せられてゐる。

各地域内の産業の多様性を確保

要請を阻害せぬこと

たこと、て已むを得ない事であらう。先づ被害の状況をと
聞けば、机、椅子、諸帳簿等、一切が焼失され紙一枚、イ
ンク瓶一つない有様である。只、僅かに年金臺帳のみ
が、第三疎開先に、保管されて居たことは、九死に一生を
得た喜びであつた、何から手を付けて良いか、呆然ならざ
るを得なかつた次第である。折角課員が出勤しても縣全體
の協力事務に忙殺せられ本来の主管事務に手の廻りかねた
ことも、又已むを得ないことであつたであらう、全く二十
年前のあの健康保険署創設當時、其のものであり、保険行
政の再建でもあつた、以下、述べんとすることは、別に目
新しいことでもなく、こうした場合、誰しもが考へつくこ
とであらうが、戦災から立上り保険事務を軌道に乗せる日
迄の経過を述べて見よう。

何等かの参考ともなれば又幸である。
その第一歩は多少苛酷の感はあつたが、先づ課員の出勤
を促すことであつた、又之は官房からの命令でもあつた、
戦後の重要な保険行政にはかへられないであらう。然し全
課員は家族と共に、罹災し、其の内、九名迄犠牲者を出し

数多い負傷者のために、容易に、豫定の陣容は期待出来な
かつたことは、誠に遺憾であり、疎開先等現住所の不明に
は連絡上聊か閉口した。止むを得ず臨時増員を断行したわ
けてある。
第二は、備品、調度品、用紙類等の事務用品の獲得であ
る。是又都市焼失のため入手も容易でなかつた、それが爲
近藤に課員を派し出来る限りの用紙等の援助を御願するな
ど凡百の手を盡したわけである。
第三は支出官印を初め印鑑の調製であつた、注文しても
是又常識では、判断の出来ない困難があつた、履歴書から
現金收納簿、其の他諸帳簿の複製準備から文書收發の態勢
準備を取急いだ、第四、保険行政の基礎たるべき被保険者
名簿の作成であるが、年金臺帳と、勞政課の工場臺帳に基
き之れが完成に努力した。

第五は、戦災被災者に対し給付の徹底を期すべく取り
敢て新聞廣告、ラヂオ放送、新聞記事、辻エラ等により宣
傳に努めた、其の結果、事業主と被保険者の直接保険課へ
の出頭は著しく増加した之れにより相當目的を達した様で

徳

意味をなす
つた。
風潮の低い、
國の領土、
が、
不備その他住
困であること
に、
計量し、
疫病を張るこ
置であるが、
対策のみで解
これが根本的
増進を内
ものである。
秋になれば
を越せば大し
ぬ。しかし開
ざり、同じこ
るのである。
國家の基本方針として十分考慮を要
するところである。

ある、特に安じた事は、保険給付に對する大した不平を聞
かないことでは寧ろ不思議な程である。
第六、保険料の徴收問題であるが、此れが爲には先づ工
場事業主、被保険者数の確認である。
名簿の完成に、同時に逐次保険料を測定し、令書を發行
しつゝある。これは拙速主義かも知れないが他に良策のな
し以上、已むを得ないではなからうか。

第七、諸様式印刷の作成があるが印刷不能のため附近の
専門家に委嘱し、一切を謄寫刷に附したことは、本縣とし
ては、初の試みであつたが結果は極めて良好であつた。
第八、船員保険名簿の作成であるが、幸に若松市の西日
本石炭会社に就き其の一部を作成し、他部分に就ては、各
船主に就き實地調査の上整算中であるが、殆ど當時、航行
中にある船主、船長に依り小形船舶の調査には一苦勞であ
る。船舶運賃會、其の他關係諸團體とも密接な連絡を要し
た。

第九、六月分以降に於ける保険費に對する診療費支拂であ
るが、是又其の一切が焼失の爲に、一應各保険階より診

療報酬請求方指示せるも診療録なき向に付ては、最近に於
ける一ヶ月診療費の實績を基準として醫師會の意見を徴し
之れが支拂額を決定する豫定であるが、何しろ醫師會幹部
は勿論事務課員に至る迄、其の大部分罹災し、百名内外の
死者を出して居る状態である爲の機能停止の現状では、容
易に事務の進行が困難である。

次は、保健施設の問題であるが、この大惨害に對し、保
險行政の面に於て等閑視する譯にはいけない、何とか適
切な手を打たなければならぬと云ふことは、私の願ひで
ある、それには、先づ、この幾多の原子爆弾症の患者に對
し、將來、又其の恐れある者に對し白血球の測定検査を行
ひ、其の結果により、それも適切なる處置を多少なり共構
なければならぬと云ふ點であつた。
其の他勞災事務整備焼失現金に對する、處置豫算の經理
例規類の整備等に關しては本省に對し其の一切を報告し、
指示を仰ぐことにした。尙、又、犠牲課員に對しては、
保険局長閣下、並、知事閣下よりそれら、多額弔慰金を賜
りたことは、本人に代り衷心より御禮を申上げる次第であ

目的に最も重要な部分は一九四四年
(Nine Points) と稱せられてゐる。
各地域内の産業の多様性を確保
要するに必要と認められ、且つ
要するに必要と認められ、且つ
要するに必要と認められ、且つ

尙、最後に九月十一日保険局より友納事務官初め係官が
總々御見舞下され此の戦災の状況を聴取下され以後の對
策に付き種々御指示と激勵下されたことは當時如何に課員
の士氣を振起したことが欄筆に當り一筆述べて謝辭した
る。

社會保險制度準備會委員

- 委員氏名
- 入江 貫一 (恩給金庫理事長)
 - 金森 徳次郎 (元法務局長、官)
 - 石坂 泰三 (第一生命保險相互會社社長)
 - 高木 三郎 (元恩給一局長)
 - 清木 三玄 (元厚生省社會保險局長)
 - 野口 正三 (生命保險協會常務理事)
 - 米高 信三 (早稻田大學教授)
 - 近藤 文二 (大阪商科大學教授)
 - 黒崎 定三 (黄族院職員)
 - 小坂 順造 (同)
 - 齊藤 青造 (同)

- 牛原 虎太郎 (同)
- 加藤 隆五郎 (同)
- 喜多 壯一郎 (同)
- 矢野 庄太郎 (厚生政務次官)
- 龜山 孝一郎 (厚生政務次官)
- 青柳 和一郎 (厚生省保險局長)
- 三浦 則雄 (内閣恩給局長)
- 井手 成三 (法務省第一省業務局長)
- 額田 進 (復員第二省人務局長)
- 川井 巖 (大藏省主計局長)
- 中村 恭二 (元海軍主計少將)
- 堤 洋一 (東京帝國大學教授)
- 島 莊三郎 (東京帝國大學教授)
- 大岡 乾三郎 (東京帝國大學教授)
- 大城 月七 (全國農業經濟會常務理事)

戦災と社會保險事務の再建に就て

長崎縣保險課長 岡田 久造

東京の會議からの歸途、大阪乗船の寸暇を得て同縣構内に
に刺集飢餓に瀕せんとする戦災敗残者の生活實状や路頭に
散見する食料品の法外な高賣價の社會相に觸れ敗戦の現實
を深く胸に刻みつゝ暫し暗然たらざるを得なかつた。下り
列車に身を投じてからも皇國再建途上幾多遭遇すべき難關
否な寧ろ現實に招來し萌芽しつゝある、食糧問題失業問題
等々に心を精られつゝ之等死生問題の解決活路は一つに新
生日本人自らが打ち建つべき努力であり、之が解決の要素
たる諸般社會政策の適確迅速にして強力なる實施にあると
俱に、過去二星霜我が社會保險が勤勞生活確保の爲民政行
政旗下に歩み來し足跡への反省検討であり、又戦後社會保
險運営への構想であつた。

他の役所とは違ふ」と言ふ、巷間の聲だけで安易を貪つて
はならぬ。單に態度動作だけでなく、眞に國民の公僕としての名實
を擧げる爲には、更に一制度各般に涉り強力適切にして
而も機敏なる運営に命を懸けるべきである。今回中央から命題の稿の下令があつた、本縣の戦災は最
終の原身彈で有名ではあるが、戦災對策の面では既に幾多
の先鞭地方があり、又、戦災後再建への時局的経過も少く
男子福災課員の缺勤聯合軍進駐に伴ふ女子職員の退避一般
救濟事務への協力に加へ、其の後の進駐軍受入事務の共助
等ありて保險面の對策は九月に入り開始するの止むなき事
情の爲其の實績乏しく發表する時期ではなさそうだが、下
命の責任を果す爲に、取急き福災狀況並對策の片鱗を敢て

國家の基本方針として十分考慮を要
するところである。

目的に最も有益な部分は「九箇條」

各地域内の産業の多様性を確保

軍需を阻害せぬこと。

稿した次第であるから御叱正を戴きたい。

一、被災被害状況

(一)本縣

本縣所在、長崎市は、八月九日の原子彈の被災であるが、當時保険課は現在の廳舎に疎開中の爲幸ひにして其の被害は窓硝子破損の程度に止つた。但し他所に疎開の書類並備品の一部は保存家屋破損の爲被害を蒙つた。

原子彈に因る被災地域は長崎市一圓に涉り同市所在の罹災事業所は三〇〇程度であるが、其中焼失したものは八〇程度であり右の中、健康組合も三ヶ所潰滅し書類、其の他殆ど烏有に歸し被災者にして戦災死者一萬名程度に及んだ。

(二)佐世保出張所

佐世保市の爆撃は六月二十九日であつて出張所廳舎は、完全に罹災廳舎書類、其の他一切焼失し、所長外幹部の私宅も被災したが、直ちに罹災地に臨時事務所を設け、其の後假廳舎を現在の場所に置き健康事務、再建の計畫途上終戦となり、女子職員を始め罹災所員の缺勤者多く、一時事務

務の運行不能の状態に陥り小生着任直後の視察時に於ても所長以下数名の所員が復活の當面事務を掌る程度にて漸く九月中旬に入り復活への對外事務を開始し、今日に及んで居る。同所管内罹災事務所は可及的僅少に止つたが、出張所事務機能の一時喪失に伴ひ、事業主並被災者名簿等の基礎書類の作成、其の他内部的基礎の創作等熱心せる所が大であつた。

保險部門に於ける被災対策(前號記載により省略)

叙上の如く本縣に於ける關係面の被災並現在迄に於ける対策を概記せるところなるも課所兩者間の罹災食料異り本廳に於ては廳舎及事務機能残存するも關係者の被害極めて甚大、出張所は之に相反し、從而其の對策面に於ても、軌を一につせざるものあり、印刷物其の他共通事項に就ては本廳に於て合作、行を共にする反面諸般の指導を爲しつゝあり。

要之本縣保險事務再建への實状は出張所並組合の復活に加へ、原子彈に因る集團事故者に対する保險給付其の他救済事務に主力を注ぎつゝある所なり(二〇・一一・一一)

時 報

第二十四回全國保險所長會議

事務打合せ見聞記

第二十四回全國保險所長會議は、現下世情泥沌たる中であつて、國民生活の安定、就中食糧問題ならんば保險問題解決に寄與する所大なるものありと關係者の期待の中に十一月六日厚生省三階講堂に於て開催せられたのである。全國八ヶ所の所長を一堂に集めんと云ふことは、交通機關の殺人的な混雑や食糧事情或は宿泊所幹旋の困難等の關係あり、前例にならつて、プロツクの會合にしてはとの意見もあつたのであるが、社會保險の地方的事情はともかく、局長院示にある如く、御聖旨に依り、昭和十二年以來八年有餘の長期に亘つた戦争も、我が國の敗戦と首ふ悲愴なる結果を齊し、今國民相携へ心を新にして萬世の爲太平を開かんとする忍苦の前進を開始する時に當つて、兎角戦争中杜絶断ちであつた中央と地方の意志の疎通を圖り、社會保險

の受持つ責務の増進せられたる非常時局を當然と受けつゝ、困難を排除して、中央、地方が一堂に會さねばならぬ重要性があつたのであらう。未曾有の時局中から脱いての此の大轉機期に在つて、社會保險第一線部長格たる全國保險所長は、定期九時召集やがて開會は宜せられ保險局長院示既刊第十九卷第九號所載の後議長席に着き、指示事項(除察報關額算定法定措置に關する件)より議事に入る。

友納事務官は今回の診察報關即ち一點單價の引上げは、從來の如く日本醫師會の要求に應じて事に處したのでなく、當局制に於ても醫藥品の價格の高騰、保險費に限らず一般の經濟生活の變化は之を行はざるを得ない状態を認め適正報酬の算出を考慮しつゝあつたのであるが、現下の狀勢を考慮しつゝ時日を過ぎない迄に窮迫をうけて居る中で、準備の値上り、地方の實績、或は關係各方面の意見を聴取して、暫定的に全國の標準を三十五錢とし、地方長官は特別の事由ありと認められた場合は都道府縣醫師會長又は全齒科醫師會長の意見を聴き厚生大臣の

承認を得て期に單價も定むる事を得ることとしたが、各府縣では保險成績を特に出納して欲しい、従つて東北、四國、山陰は之に半する地方は財政は苦しいのであるから三十五錢以下に、従来の甲地及之に準ずる地方は三十五錢以上になるのではないかと考へられる旨説明、次いで山口縣立の藥品の入手困難なる事情を説明其の他各縣長立ち社會保險の圓滿なる施行を期する爲の一助にとの趣旨があるものであらうが、診察報酬の引上げのみにては解決困難との見解も見受けられ、醫師の聲として藥品の入手難を傳へ、之の解決が緊要なる事を強調する聲が多かつた。又藥品の入手難と云ふのは開ならぬものであるから、配給方法に決断ありとする聲、或は社會保險の診察取費件數に應じ藥品を配給せよとの意見も出た。三重縣は社會保險の診察取費件數に應ずる配給を希望したが之に對しては既に實施せる縣もある様であるから保險局長の努力をして欲しいと友納事務官より強調單價は甲地方及之に準ずる地方は三十五錢以上とするが、特別の事情あるものとして被災地は

國家の基本方針として十分考慮を要するところである。

目的に最も重要な部分は一九四〇年(Prime Points)と稱せられてゐる。

各地域内の産業の多様性を確保

要請を阻礙せぬこと

三十五歳以上として遂支なきやの質問に對しては、被災地は全国に亘つて居り特別の事情あるものは認め難い旨明らかになされた。一點取償の決定は厚生省の告示として標準が示され各地方側々に折衝が行はれるとすると、今迄折衝問題が社会保険の圓滿なる施行に一大時影を投じて居るとしながら、究極的な解決は厚生省でなければならず、先づ地方の保険課長には、今回の改正が大きな試練を要求せられる事となり、本年此の道での苦勞の眞價を表現す難事となつた際である。

午後一時再開

上述聯合會厚生會及海軍共済組合より前者は厚生會支部の設置と津業援助に付て後者は海軍共済組合は解散し新に財團法人共済聯合會を設立せる旨の報告併せて従来の海軍共済病院を一般に開放し社会保険での利用を希望する旨述べらる。日程の注意事項に入り、第弐理事官より「健康保険診療施設買収に關する件」に付説明、社会保険の被保険者のために直轄的な診療機關を設ける急務は色々な意味に於て夙に叫ばれて居

た處であり其の進捗状態は空襲激下止むを得ないとは言ひながら遲きに失する感があつた。然し、今日の説明に依り買収した診療機關の經營は全面的に日本醫學會に委すものでなく、他の途が開かれた事は依り良き方向に一歩の前進である云へよう。岩瀬年金局長は、厚生年金保険の事務事務取扱いに關する件に付長瀬一席終業に依る現業即ち旭大と理想せらるる資格喪失同業は既述手當金請求事務等は、かくある事を理想して經營したのでは無いが、現實を具する時従来の様に本省に於て管理して居つたならば之れ等を前に茫然とする處であつたと稱し眞實に既い言を吐露し、併せて地方側の骨折りを感嘆する。然して従来年金保険は保険料の徴収のみにて保險給付は之に付はなかつた爲、輕重せられ難い存在であつたが、今こそ、年金保險此處に在りて眞價を發揮せしめられたいと各地方の弊體所長を贊助しつゝ、又一心八億四、八〇〇萬圓の積立金の運用に付ても應務ある程度を希望した。年金保險の目的は今更申し上げなくても一時的な既述手當金の支給

にある譯では無く、眞價云々に該當はしまいがと一寸斷りを言われたのは御愛顧であつた。終業後の情報變化に伴ひ歸籍せる牛島人労働者に對する給付事務等事務に即應し政治的に解決を要する場合は多々あることを思ひ浮かへ更に會議参加者は新たな責任を感じた事であらう船員保險の給付事務に關しては今次戦争の原因の一に海上輸送力の減滅があげられて居るが、船が少くなつたと云ふ事は共に船員の損害をも意味する。戦死、殉職船員の遺族並に傷病船員の看護に、船員保險の受持つ仕事も本大い。給付事務は昭和二十一年一月一日より本省に於て處理する考へが示されたと、本保險の特殊性よりしても最も必要な事項と解される處であらう。被保險者資格期間の暫時加算も、投下機關の處理状況は海外同胞の復讐給付業務の重要性をも意味せられてか、尙尙分従来通り認めらるゝこととなつた。

續いて本理事官より、終業後に於ける健康保險組合の監督に關する件」及「診療報酬に關する件」に付説明並に報告が述べら

る「アメリカ」に於ける各種社会保険が民衆であり、デモクラシーの方向に進みつつある我が國に於て、健康保險組合の運営指導に於ても衛生面の開拓は必至であり、今後に於ける指導方針は組合の役員組合の構成等に付ても新事態に對處すべき心の準備が必要とせられることは、今更言ふ迄もあるまい。又現下の問題として、保健施設の擴充強化特に榮養状態の改善充實に組合として負はされた任務は銘記する要がある。諸報告に關しては、通産省の能率的事務處理に愧て無きがあるまいが、従來の如く提出期限あつて無きが如くでは緊迫せる重大時局に對處し、民主國家の一員として、將又新日本建設の現下喫緊時に於ておいてまぼりにされるの目に見えた事、宜しく保險課所長に限らず即刻改めねばならぬまい、今更らしく此の事が取り上げられるさへ大きな恥辱であらう。

池邊技師は森林事業に對する労働者災害扶助責任保險法適用に關する件に付て、戦災都市の復興及失業對策上にも新たな意義を持つに至つた事を強調する。之に對

し上述聯合會の如き外務團體を速に設置し、同じ労働保險被適用者として福利施設の強化を要する聲が相當にあつたのは新被適用者のため注目すべき事である。注意事項の最後の、昭和二十年年度豫算整理に關する件」に付ては、軍部と共に官費の削減責任に付批判せられて居る現今、殊に官吏五割減を目標に行政整理準備の進行中であつて、事務は益々増加が懸念せられ又現業官費として一般民衆に對せねばならぬ第一線擔當者として其の心勞が察せられる。會議は午前午後共に食外は一面の休憩もなく、熱心に進行せられる。最後の協議事項、國民健康保險の施行に關する件」に入ると時は燈火を必要とする程であつた。國民皆保險を目標に全國的普及に努力し、略完成を見本保險の運営指導に就ては、社会保険制度の統合或は事務系統の統一等必至の情況が見られ、直接擔當の責任者でなくとも、既に幾多の調整が行なわれ、最近健康保險補償者の被扶養者の委託等あつて忽ちには出来ぬ。即ち全國に、〇四三九の組合と、四千百萬人の被保險者を

有し、其の傾向は今や健康保險をリードする迄になつて居るのではないか。特に終業に依る軍部職員者及重要産業部門よりの職業者の受入と夫れに續く健康問題等國民健康保險組合の當面する仕事も多々ある處であり、之と無関係であるとは言へない。國民健康保險組合の診療費の負擔は健康保險其の他の社会保険に對しても影響する所が大い、従つて本會議の眼目たる診療報酬の引上げに付ても本組合の意見を無視しては成立たないのである。歸職の上は關係方面との折衝を行ない、圓滿なる發展に努力する事を希望せられて、本會議の幕を閉じたのは午後七時に近かつた。

今回の會議は厚生會に於ても地方の實情を更に認識した事であり中央地方ともに有意義であつた、出来れば度々の開催が望ましい。尙本會議の指示注意協議事項は左の通りである。(文責任者若佐愔)

記

一、指示事項

1 診療報酬額算定方法暫定指針に關する件

國家の基本方針として十分考慮を要するところである。

目的に最も有意味な部分は一九四〇年(One Point)と稱せられてゐる。

各地域に産業を分析し、且つ各地域内の産業の多様性を確保

要な競争を避けしめ、取崩しの要請を阻害せむこと。



社会保険診療報酬算定協議会委員 (X印は出席者、O印は小委員会委員とす)

委員長	厚生省保険局長 青柳一郎	委員	元東京市立廣尾病院院長 加川信吉
委員	厚生省保険局国民保険課長 古海正雄	委員	鐵道病院院長 辻 亮吉
委員	厚生省保険局年金課長 岩瀬 一	委員	選信病院婦人科部長 安井修平
委員	厚生省衛生局事務課長 久下 大	委員	岩手縣農業會厚生課技師 海野金一郎
委員	厚生省衛生局事務課長 引地 亮太郎	委員	山形縣西村山郡西山村 山形 大
委員	同 厚生省衛生局事務課長 神谷 秀夫	委員	國民健康保險組合事務理事 大 江 廣 綱
委員	同 厚生省衛生局事務課長 加藤 英市	委員	山形縣石川郡須賀村國民健康保險組合 事務理事 大 野 長 治
委員	同 厚生省衛生局事務課長 水野 龍太郎	委員	長野縣諏訪郡中洲村國民健康保險組合 事務理事 伊 東 一
委員	同 厚生省衛生局事務課長 今 牧 嘉 雄	委員	岡山縣赤松郡石村國民健康保險組合 事務理事 杉 本 嘉 三 郎
委員	同 日本醫師會理事 古川 誠 助	委員	香川縣小豆郡安田村國民健康保險組合 事務理事 高 橋 直 晴
委員	同 日本醫師會理事 木 正 雄	委員	愛媛縣喜多郡國民健康保險組合 事務理事 森 本 朝 則
委員	同 日本醫師會理事 山 田 宗 一	委員	常陸縣水戸郡國民健康保險組合 事務理事 森 本 朝 則
委員	同 日本醫師會理事 黒 澤 武 典	委員	三井健康保險組合理事 長 井 辰 男
委員	同 富 城 縣 醫 師 會 長 佐 藤 幸 三	委員	生命保險厚生會事務理事 古 澤 安 俊
委員	同 東 京 都 醫 師 會 長 中 山 壽 彦	委員	中島飛行機製作所武蔵野病院院長 淺 野 均 一
委員	同 大 阪 府 醫 師 會 長 菊 地 米 太 郎	委員	同 厚 生 省 生 理 事 官 友 納 武 人
委員	同 廣 島 縣 醫 師 會 長 山 田 水 俊	委員	同 厚 生 省 技 術 事 官 笠 井 勝 三 郎
委員	同 福 岡 縣 醫 師 會 長 大 里 廣 夫 郎	委員	同 厚 生 省 技 術 事 官 高 橋 正 義
委員	同 日 本 醫 科 醫 師 會 理 事 長 田 村 一 吉	委員	同 厚 生 省 技 術 事 官 佐 藤 東 三 郎
委員	同 日 本 醫 科 醫 師 會 理 事 長 高 野 六 郎	委員	同 厚 生 省 技 術 事 官 藤 井 義 雄
委員	同 東 京 都 立 廣 尾 病 院 院 長 〇 〇 〇	委員	同 日 本 醫 科 醫 師 會 會 長 〇 〇 〇

示

昭和十八年二月厚生省告示
第六十六號中改正
(昭和二十年十一月二十四日)
厚生省告示第一二二號

昭和十八年二月厚生省告示第六十六號健康保險及船員保險ノ療養ニ要スル費用並ニ國民健康保險組合又ハ國民健康保險組合ノ事業ヲ行フ法人ニ請求スベキ費用ノ額ノ算定方法中左ノ通改正シ昭和二十年十一月一日ヨリ之ヲ適用ス

昭和二十年十一月二十四日
厚生大臣 齊 田 均

第一號第一項ヲ左ノ如ク改ム

醫師及齒科醫師タル保險醫ニ就キ療養ノ給付又ハ療養ヲ受クル場合ハ別表ノ診療報酬表及齒科診療報酬表ニ基キ一點ノ單價ヲ三十五錢トシテ之ヲ算定ス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ地方長、官(衛國總監ヲ含ム)×ハ都道府縣醫師會長又ハ都道府縣齒科醫師會長ノ意見ヲ聽キ厚生大臣ノ承認ヲ得テ一點ノ單價ヲ

別表診療報酬表ノ注射料ノ項

「リンゲル液、生理的食鹽水注射」	一〇點	「チフテリア血清注射」	一〇點
「イ 三〇〇迄」	一五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	一五點
「ロ 五〇〇迄」	二〇點	「ハ 三、五〇〇單位迄」	二〇點
「ハ 一、〇〇〇迄」	二五點	「ニ 四、五〇〇單位迄」	二五點
「ロ 三〇〇迄」	一五點	「ホ 五、〇〇〇單位迄」	三〇點
「イ 五〇〇迄」	二〇點	「ニ 五、〇〇〇單位以上ハ五〇〇單位ヲ増ス毎ニ三點ヲ加算ス」	三〇點
「ハ 一、〇〇〇迄」	二五點	「チ フラリア血清注射」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	二〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ハ 一、〇〇〇迄」	二五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	二五點
「イ 三〇〇迄」	一〇點	「ハ 三、五〇〇單位迄」	三〇點
「ロ 五〇〇迄」	一五點	「ニ 三、五〇〇單位以上ハ五〇〇單位ヲ増ス毎ニ五點ヲ加算ス」	三〇點
「ハ 一、〇〇〇迄」	二〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	一〇點
「ロ 三〇〇迄」	二五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	一〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	一五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	二〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	二五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	一〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	一五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	二〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	二五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	一〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	一五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	二〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	二五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	一〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	一五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	二〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	二五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	一〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	一五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	二〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	二五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	一〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	一五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	二〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	二五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	一〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	一五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	二〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	二五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	一〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	一五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	二〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	二五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	一〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	一五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	二〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	二五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	一〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	一五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	二〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	二五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	一〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	一五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	二〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	二五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	一〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	一五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	二〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	二五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	一〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	一五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	二〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	二五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	一〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	一五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	二〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	二五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	一〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	一五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	二〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	二五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	一〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	一五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	二〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	二五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	一〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	一五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	二〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	二五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	一〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	一五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	二〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	二五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	一〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	一五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	二〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	二五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	一〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	一五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	二〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	二五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	一〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	一五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	二〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	二五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	一〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	一五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	二〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	二五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	一〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	一五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	二〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	二五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	一〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	一五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	二〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	二五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	一〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	一五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	二〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	二五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	一〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	一五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	二〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	二五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	一〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	一五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	二〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	二五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	一〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	一五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	二〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	二五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	一〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	一五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	二〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	二五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	一〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	一五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	二〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	二五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	一〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	一五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	二〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	二五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	一〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	一五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	二〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	二五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	一〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	一五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	二〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	二五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	一〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	一五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	二〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	二五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	一〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	一五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	二〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	二五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	一〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	一五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	二〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	二五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	一〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	一五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	二〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	二五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	一〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	一五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	二〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	二五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	一〇點	「イ 一、五〇〇單位迄」	二〇點
「ロ 三〇〇迄」	一五點	「ロ 二、五〇〇單位迄」	三五點
「ハ 一、〇〇〇迄」	二〇點		

別表 齒科診療報酬点数表ヲ左ノ如ク改ム

齒科診療報酬点数表

初診 二點

一 傷病診療中他ノ傷病發生スルモ初診料ハ附求スルコトヲ得ズ

二 第一回ノ初診日ヨリ三十日以内ニ於テ二回以後ノ初診アルモ第二回以後ノ初診料ハ附求スルコトヲ得ズ

往診 五點

一 片道半里ヲ越スル場合ハ半里又ハ其ノ端數ヲ増ス毎ニ五點ヲ加フ

二 診察時間一時間ヲ超スル場合ハ一時間毎ニ四點ヲ加フ

三 同一家庭ニ二人以上ノ患者アル場合主タル患者以外ノ診察者一人ニ付一點地ヲ附求スルコトヲ得

四 片道四里以上ノ距離若ハ海路ニ依ル往診料ニシテ特殊ノ事情アル場合ハ其ノ地域ニ對スル往診料ニ關シ地方長官(警視總監ヲ含ム)ハ都道府縣齒科醫師會長ノ意見ヲ聽キ別段ノ定メ爲スコトヲ得

五 續イテ二回以上ノ往診ヲ爲ス場合ノ往診料計算ハ往診順位第二位以下ノ分ハ當該保險醫ノ病院又ハ診療所所在地ヲ起點トセズ各先順位ノ患者ヲ起點トシ之ヲ計算スルモノトス

六 夜間、難路、暴風雨雪時ノ往診ハ各十割増トス

註一 自己ノ表示スル診療時間外ノ初診料ハ一點ヲ加算附求スルコトヲ得

註二 往診ニ要シタル車馬賃ハ患者ノ負擔トス

文書料 五點

一 同一ノ材料又ハ同一系統ノ検査ヲ行ヒタル場合ノ採取料ハ一件分ノ検査料ニ付テ其等ヲ加算附求スルコトヲ得

検査料 五點

一 採尿料 検査料

二 採血料 検査料

三 採膿料 検査料

四 採唾液料 検査料

五 採汗料 検査料

六 採皮膚屑料 検査料

七 採鼻分泌物料 検査料

八 採痰料 検査料

九 採便料 検査料

十 採尿沉澱料 検査料

十一 採血沉澱料 検査料

十二 採膿沉澱料 検査料

十三 採唾液沉澱料 検査料

十四 採汗沉澱料 検査料

十五 採皮膚屑沉澱料 検査料

十六 採鼻分泌物沉澱料 検査料

十七 採痰沉澱料 検査料

十八 採便沉澱料 検査料

十九 採尿沉澱料 検査料

二十 採血沉澱料 検査料

二十一 採膿沉澱料 検査料

二十二 採唾液沉澱料 検査料

二十三 採汗沉澱料 検査料

二十四 採皮膚屑沉澱料 検査料

二十五 採鼻分泌物沉澱料 検査料

二十六 採痰沉澱料 検査料

二十七 採便沉澱料 検査料

二十八 採尿沉澱料 検査料

二十九 採血沉澱料 検査料

三十 採膿沉澱料 検査料

三十一 採唾液沉澱料 検査料

三十二 採汗沉澱料 検査料

三十三 採皮膚屑沉澱料 検査料

三十四 採鼻分泌物沉澱料 検査料

三十五 採痰沉澱料 検査料

三十六 採便沉澱料 検査料

三十七 採尿沉澱料 検査料

三十八 採血沉澱料 検査料

三十九 採膿沉澱料 検査料

四十 採唾液沉澱料 検査料

四十一 採汗沉澱料 検査料

四十二 採皮膚屑沉澱料 検査料

四十三 採鼻分泌物沉澱料 検査料

四十四 採痰沉澱料 検査料

四十五 採便沉澱料 検査料

四十六 採尿沉澱料 検査料

四十七 採血沉澱料 検査料

四十八 採膿沉澱料 検査料

四十九 採唾液沉澱料 検査料

五十 採汗沉澱料 検査料

五十一 採皮膚屑沉澱料 検査料

五十二 採鼻分泌物沉澱料 検査料

五十三 採痰沉澱料 検査料

五十四 採便沉澱料 検査料

五十五 採尿沉澱料 検査料

五十六 採血沉澱料 検査料

五十七 採膿沉澱料 検査料

五十八 採唾液沉澱料 検査料

五十九 採汗沉澱料 検査料

六十 採皮膚屑沉澱料 検査料

六十一 採鼻分泌物沉澱料 検査料

六十二 採痰沉澱料 検査料

六十三 採便沉澱料 検査料

六十四 採尿沉澱料 検査料

六十五 採血沉澱料 検査料

六十六 採膿沉澱料 検査料

六十七 採唾液沉澱料 検査料

六十八 採汗沉澱料 検査料

六十九 採皮膚屑沉澱料 検査料

七十 採鼻分泌物沉澱料 検査料

七十一 採痰沉澱料 検査料

七十二 採便沉澱料 検査料

七十三 採尿沉澱料 検査料

七十四 採血沉澱料 検査料

七十五 採膿沉澱料 検査料

七十六 採唾液沉澱料 検査料

七十七 採汗沉澱料 検査料

七十八 採皮膚屑沉澱料 検査料

七十九 採鼻分泌物沉澱料 検査料

八十 採痰沉澱料 検査料

八十一 採便沉澱料 検査料

八十二 採尿沉澱料 検査料

八十三 採血沉澱料 検査料

八十四 採膿沉澱料 検査料

八十五 採唾液沉澱料 検査料

八十六 採汗沉澱料 検査料

八十七 採皮膚屑沉澱料 検査料

八十八 採鼻分泌物沉澱料 検査料

八十九 採痰沉澱料 検査料

九十 採便沉澱料 検査料

九十一 採尿沉澱料 検査料

九十二 採血沉澱料 検査料

九十三 採膿沉澱料 検査料

九十四 採唾液沉澱料 検査料

九十五 採汗沉澱料 検査料

九十六 採皮膚屑沉澱料 検査料

九十七 採鼻分泌物沉澱料 検査料

九十八 採痰沉澱料 検査料

九十九 採便沉澱料 検査料

一百 採尿沉澱料 検査料

有

齒科診療報酬点数表

齒科診療報酬点数表

初診 二點

一 傷病診療中他ノ傷病發生スルモ初診料ハ附求スルコトヲ得ズ

二 第一回ノ初診日ヨリ三十日以内ニ於テ二回以後ノ初診アルモ第二回以後ノ初診料ハ附求スルコトヲ得ズ

往診 五點

一 片道半里ヲ越スル場合ハ半里又ハ其ノ端數ヲ増ス毎ニ五點ヲ加フ

二 診察時間一時間ヲ超スル場合ハ一時間毎ニ四點ヲ加フ

三 同一家庭ニ二人以上ノ患者アル場合主タル患者以外ノ診察者一人ニ付一點地ヲ附求スルコトヲ得

四 片道四里以上ノ距離若ハ海路ニ依ル往診料ニシテ特殊ノ事情アル場合ハ其ノ地域ニ對スル往診料ニ關シ地方長官(警視總監ヲ含ム)ハ都道府縣齒科醫師會長ノ意見ヲ聽キ別段ノ定メ爲スコトヲ得

五 續イテ二回以上ノ往診ヲ爲ス場合ノ往診料計算ハ往診順位第二位以下ノ分ハ當該保險醫ノ病院又ハ診療所所在地ヲ起點トセズ各先順位ノ患者ヲ起點トシ之ヲ計算スルモノトス

六 夜間、難路、暴風雨雪時ノ往診ハ各十割増トス

註一 自己ノ表示スル診療時間外ノ初診料ハ一點ヲ加算附求スルコトヲ得

註二 往診ニ要シタル車馬賃ハ患者ノ負擔トス

文書料 五點

一 同一ノ材料又ハ同一系統ノ検査ヲ行ヒタル場合ノ採取料ハ一件分ノ検査料ニ付テ其等ヲ加算附求スルコトヲ得

検査料 五點

一 採尿料 検査料

二 採血料 検査料

三 採膿料 検査料

四 採唾液料 検査料

五 採汗料 検査料

六 採皮膚屑料 検査料

七 採鼻分泌物料 検査料

八 採痰料 検査料

九 採便料 検査料

十 採尿沉澱料 検査料

十一 採血沉澱料 検査料

十二 採膿沉澱料 検査料

十三 採唾液沉澱料 検査料

十四 採汗沉澱料 検査料

十五 採皮膚屑沉澱料 検査料

十六 採鼻分泌物沉澱料 検査料

十七 採痰沉澱料 検査料

十八 採便沉澱料 検査料

十九 採尿沉澱料 検査料

二十 採血沉澱料 検査料

二十一 採膿沉澱料 検査料

二十二 採唾液沉澱料 検査料

二十三 採汗沉澱料 検査料

二十四 採皮膚屑沉澱料 検査料

二十五 採鼻分泌物沉澱料 検査料

二十六 採痰沉澱料 検査料

二十七 採便沉澱料 検査料

二十八 採尿沉澱料 検査料

二十九 採血沉澱料 検査料

三十 採膿沉澱料 検査料

三十一 採唾液沉澱料 検査料

三十二 採汗沉澱料 検査料

三十三 採皮膚屑沉澱料 検査料

三十四 採鼻分泌物沉澱料 検査料

三十五 採痰沉澱料 検査料

三十六 採便沉澱料 検査料

三十七 採尿沉澱料 検査料

三十八 採血沉澱料 検査料

三十九 採膿沉澱料 検査料

四十 採唾液沉澱料 検査料

四十一 採汗沉澱料 検査料

四十二 採皮膚屑沉澱料 検査料

四十三 採鼻分泌物沉澱料 検査料

四十四 採痰沉澱料 検査料

四十五 採便沉澱料 検査料

四十六 採尿沉澱料 検査料

四十七 採血沉澱料 検査料

四十八 採膿沉澱料 検査料

四十九 採唾液沉澱料 検査料

五十 採汗沉澱料 検査料

五十一 採皮膚屑沉澱料 検査料

五十二 採鼻分泌物沉澱料 検査料

五十三 採痰沉澱料 検査料

五十四 採便沉澱料 検査料

五十五 採尿沉澱料 検査料

五十六 採血沉澱料 検査料

五十七 採膿沉澱料 検査料

五十八 採唾液沉澱料 検査料

五十九 採汗沉澱料 検査料

六十 採皮膚屑沉澱料 検査料

六十一 採鼻分泌物沉澱料 検査料

六十二 採痰沉澱料 検査料

六十三 採便沉澱料 検査料

六十四 採尿沉澱料 検査料

六十五 採血沉澱料 検査料

六十六 採膿沉澱料 検査料

六十七 採唾液沉澱料 検査料

六十八 採汗沉澱料 検査料

六十九 採皮膚屑沉澱料 検査料

七十 採鼻分泌物沉澱料 検査料

七十一 採痰沉澱料 検査料

七十二 採便沉澱料 検査料

七十三 採尿沉澱料 検査料

七十四 採血沉澱料 検査料

七十五 採膿沉澱料 検査料

七十六 採唾液沉澱料 検査料

七十七 採汗沉澱料 検査料

七十八 採皮膚屑沉澱料 検査料

七十九 採鼻分泌物沉澱料 検査料

八十 採痰沉澱料 検査料

八十一 採便沉澱料 検査料

八十二 採尿沉澱料 検査料

八十三 採血沉澱料 検査料

八十四 採膿沉澱料 検査料

八十五 採唾液沉澱料 検査料

八十六 採汗沉澱料 検査料

八十七 採皮膚屑沉澱料 検査料

八十八 採鼻分泌物沉澱料 検査料

八十九 採痰沉澱料 検査料

九十 採便沉澱料 検査料

九十一 採尿沉澱料 検査料

九十二 採血沉澱料 検査料

九十三 採膿沉澱料 検査料

九十四 採唾液沉澱料 検査料

九十五 採汗沉澱料 検査料

九十六 採皮膚屑沉澱料 検査料

九十七 採鼻分泌物沉澱料 検査料

九十八 採痰沉澱料 検査料

九十九 採便沉澱料 検査料

一百 採尿沉澱料 検査料

目的に最も重要なる部分は一九箇條トシ、各地域に適用を均分し、且つ各地域内の産業の多様性を確保

要請を阻礙せぬこと

要請を阻礙せぬこと

通 牒

健康保険及船員保険ノ療養ニ要スル費用並ニ國民健康保険組合又ハ國民健康保険組合ノ事業ヲ行フ法人ニ請求スベキ費用ノ額ノ算定方法ニ關スル件

(昭和二十年十一月十五日保險第一七九號各府縣市長官宛、保險局長)

標記算定方法中別表ノ診療報酬點數表、齒科診療報酬點數表ノ注射料中皮下、筋肉、静脈内注射ノ點數及藥料中内用藥ノ特殊内服藥特殊噴服藥ノ點數ニ關シテハ昭和十九年四月二十二日附發保第一四八號及昭和十八年六月二十三日附發保第一六八號ヲ以テ夫々通牒致置候處右ハ今回左記ニ據ルコトニ決定相成候條十月一日ヨリ右ニ依リ取扱相成度依命及通牒候

管ノ價格七十錢迄ヲ四點トシ七十錢ヲ超スルモノニ付テハ二十錢又ハ其ノ端數ヲ増ス毎ニ一點ヲ加フ
二、静脈内注射ニ在リテハ注射藥一管ノ價格七十錢迄ヲ五點トシ七十錢ヲ超スルモノニ付テハ二十錢又ハ其ノ端數ヲ増ス毎ニ一點ヲ加フ
註一、注射藥品ノ價格ハ公定價格協定價格又ハ停止價格ノ最小包裝ノ小賣業者ノ最高販賣價格ヨリ算用シタル一管ノ單價ニ據ルモノトス
二、同時ニ同種ノモノニ管以上又ハ混合注射ヲ爲シタルトキハ其ノ合計點數ヨリ二管ノ場合ハ二點ヲ三管ノ場合ハ三點ヲ以下同様ノ方法ヲ以テ扣除スルモノトス
特殊内服藥及特殊噴服藥ノ點數
一、特殊内服藥ノ點數ハ左ニ據ルコト
主藥ノ價格(劑一日分)二十五錢ヨリ四十錢迄ヲ二・五點トシ、十錢又ハ其ノ端數ヲ増ス毎ニ〇・五點ヲ加フ
註 價格ハ公定價格又ハ協定價格ニ據ルコト

二、特殊噴服藥ノ點數ハ左ニ據ルコト
主藥ノ價格(劑一回分)十錢ヨリ二十錢迄ヲ一點トシ十錢又ハ其ノ端數ヲ増ス毎ニ〇・五點ヲ加フ
註 價格ハ公定價格又ハ協定價格ニ據ルコト
森林労働者ニ對スル温泉療養ニ關スル件
(昭和二十年十二月一日保險第二二三號)
各府縣市長官宛、保險局長
本年四月ヨリ労働者災害扶助責任保險ノ適用ヲ受クルコトナリタル森林事業ニ使用セラルル労働者ノ療養上温泉療養ヲ適當ト認メラルル場合ニハ財團法人土木建築厚生會經營ノ温泉療養所並ニ健康保險關係ノ保養所等ヲ利用セシメ、勤勞力ノ早期回復ヲ計ルコトヲ致度候ニ付テハ左記事項御了承上可然御意相成度此段及通牒候也
通而本件ニ關シテハ財團法人日本林業會ヨリ同會地方支所ニ對シ指示アル管ニ付申添候
記
一、利用料ハ日本林業會地方支所ニ於テ負

補 遺

一、補遺料ハ土木建築關係労働者又ハ健康保險被保險者ニ付定メラレタル額ト同額トスルコト
三、財團法人土木建築厚生會經營ノ温泉療養所ニ付テハ療養所所在地ノ同會支部ト健康保險關係ノ保養所ニ付テハ保養所經營者ト日本林業會地方支所トノ間ノ契約ニ依ラシムルコト

險害手當金支給ニ關スル件
(昭和二十年十一月十日保險第一八七號)
各府縣保險局長同出頭所長宛、保險局長)

標記ノ件ニ關シ北海道廳保險課長ヨリ照會ニ係ル別紙「甲號」對シ「乙號」ノ通り回答致置候
「別紙乙號」算
保發第一八七號
昭和二十年十一月十七日
厚生省保險局長
北海道廳保險課長
險害手當金支給ニ關スル件
昭和二十年十月十六日附再保險第三三五〇號ヲ以テ照會ニ係ル標記ノ件ハ診斷書ノ

現在ノ業ケルニ尿道狭窄病狀アリ原因ヨリ推斷スルニ外傷ニ因リ尿道ニ損傷ヲ受ケ療養治療セルモノノ如ク從ツテ「ブリーヂ」コナリシモノニシテ作業力ニハ差シ支ヘナキモノト認メラレ、診斷書記載ノ如ク排尿困難ト遺尿ヲ有スル點ヨリシテ精神的精神的勞苦アル點ヲ認メ險害手當金六萬三千圓ノ一部ニ適用ナル神經病狀ヲ殘スモノノニ項ヲ適用相成度
別紙「甲號」算
西保險第三三五〇號
昭和二十年十月十六日
北海道廳警察部保險課長
厚生省保險局長
險害手當金支給ニ關スル件
三慶鐵業株式會社美唄礦業所
被保險者北八四一四九號
飯 野 與 吉(四十七歲)
右ノ者「尿道損傷」ヲ以テ首擧ノ請求有之候處廢疾ノ狀態ニ照ラスニ該當スルト認テ、等級ハ險害手當金等級四號ニ有之哉ニ存ゼラレ候モ何分業養有之候間午

御手數至急御指示仰度此段及御照會候也
記
一、負傷月日 昭和十八年十二月十四日
二、治療月日 昭和二十年八月三十日
三、負傷ノ原因 通洞右九番層第一漏斗ニ於テ炭粉ヲ作業中足場ヨリ落下シテ肛門部打撲負傷セリ
四、醫師診斷書 (略)

國家の基本方針として十分考慮を要するところである。

目的に最も重要なる部分は「九箇條」(Nine Points)と稱せられてゐる。

各地域に産業を均分し、且つ各地域内の産業の多様性を確保

要な競争を遂げしめ、國境上の要路を阻碍せぬこと。

復

昭和三十二年十一月二十六日保發
 第三二二號各府縣局長宛、保險局長
 宛
 標記ノ件運管ニ付テハ、通標ニ基キ從
 來直接戦力増強ヲ目的トセル事業ヲナス者
 ニ對シテ融通スル事トシテ、航空機増産ニ
 關係アルモノヲ優先的ナルヲ原則トセシモ
 今後戦争終結ニ伴ヒ之ヲ運管方針ニ付テハ
 戦後經濟ヲ主眼トスルコト相成リ候條左
 記事項ヲ留意ノ上、事業ノ開消ナル運管ヲ
 企圖シ、勤勞者ヲシテ勤勞意欲ノ昂揚ヲ圖リ
 以テ現下ノ諸情勢ノ下、新日本産業建設並ニ
 民生安定ノ一助トシテ、度此段及通標候也
 記
 客年四月十二日附保發第二二九號ヲ以テ
 勞働者年金保險附施設資金融通注意事
 項ニ關スル件通標第一總則ニ關スル事項
 中一ノ施設具體的實例ニ付附今左ノ通
 變更ス
 一 住宅施設
 事業場附屬宿舍及寮前易住宅簡易

- 1 住宅施設
事業場附屬宿舍及寮前易住宅簡易
 - 2 宿泊所共同住宅等ノ施設
給食施設
簡易食堂共同炊事所事業場付屬食堂
等ノ施設
 - 3 農耕施設
農地開拓及附屬施設
災害豫防施設
事業場ノ危険防止施設
 - 4 診療施設
病院診療所結核療養所傳染病患者隔
離所療養所等ノ施設
 - 5 保健施設
保健所健康相談所温泉保養所高原保
養所海濱保養所等ノ施設
 - 6 衛生施設
工業地城又ハ勤勞者住宅地城ノ用途
ニ供スルコトヲ目的トシテ施行スル
比較的簡易ナル上下水道及公益浴場
ノ施設
 - 7 教育施設
幼稚園國民學校青年學校工業學校實
業學校實踐女學校圖書室又ハ其ノ他
社會教育機關等ノ施設
 - 8 體育施設
運動場競技場各種球技場水泳場海水
浴場山小屋公園廣場綠地等ノ施設
慰安施設
事業主ガ其ノ從業者ノ爲ニ設クル會
館集合所娛樂設備等ノ施設
生活援助施設
職業補修所授産所託兒所（乳兒院）
合）公設質屋結婚獎勵資金等ノ施
設
其ノ他ノ福利施設
 - 9 內容省略
- 厚生年金保險給付事務ノ指導ニ關スル件
 （昭和二〇、二一、二五保發一五二號）
 昭和三十二年十一月二十六日保發
 第三二二號各府縣局長宛、保險局長
 宛
 ○健康保險及船員保險ノ療養ニ要スル費用
 並ニ國民健康保險組合又ハ國民健康保險
 組合ノ事業ヲ行フ法人ニ請求スベキ費用
 ノ算定方法ニ關スル件
 （昭和二〇、二一、二五保發一八一號）
 昭和三十二年十一月二十六日保發
 第三二二號各府縣局長宛、保險局長
 宛
 ○昭和二〇年度厚生保險健康補助定額支出金
 算定方法ニ關スル件
 （昭和二〇、二一、二五保發一八一號）
 昭和三十二年十一月二十六日保發
 第三二二號各府縣局長宛、保險局長
 宛

- 成州支拂算ニ關スル件
 （昭和二〇、二一、二五保發一八一號）
 昭和三十二年十一月二十六日保發
 第三二二號各府縣局長宛、保險局長
 宛
 ○健康保險及船員保險ノ療養ニ要スル費用
 並ニ國民健康保險組合又ハ國民健康保險
 組合ノ事業ヲ行フ法人ニ請求スベキ費用
 ノ算定方法ニ關スル件
 （昭和二〇、二一、二五保發一八一號）
 昭和三十二年十一月二十六日保發
 第三二二號各府縣局長宛、保險局長
 宛
 ○昭和二〇年度國民健康保險組合聯合會職
 員設置補助ニ關スル件
 （昭和二〇、二一、二五保發二〇〇號）
 昭和三十二年十一月二十六日保發
 第三二二號各府縣局長宛、保險局長
 宛
 ○勞働者年金保險附施設資金融通ニ關ス
 ル件
 （昭和二〇、二一、二五保發二〇〇號）
 昭和三十二年十一月二十六日保發
 第三二二號各府縣局長宛、保險局長
 宛
 ○健康保險保險所所費管理現況ニ關ス
 ル件
 （昭和二〇、二一、二五保發二〇〇號）
 昭和三十二年十一月二十六日保發
 第三二二號各府縣局長宛、保險局長
 宛
 ○昭和三二〇〇、一一、二二
 保發第三二〇號、應府縣保險局長
 宛、同出張所長宛、保險局長
 ○保險醫保險醫師及保險者ノ指定スルモ
 ノ指定状況ニ關スル件

人事異動

- 一〇、二八 久留米出張所長ヲ命ズ
福岡縣屬 藤塚 永吉
- 昭和三二〇〇、一一、三〇保發第三二二號
應府縣保險局長宛、保險局長
○船員保險事務中央復歸ニ關スル件
昭和三二〇〇、一一、三〇保發第三二二號、
出張所長宛、年、金課長

昭和三二〇〇、一一、二二
 保發第三二〇號、應府縣保險局長
 宛、同出張所長宛、保險局長
 ○保險醫保險醫師及保險者ノ指定スルモ
 ノ指定状況ニ關スル件

昭和三二〇〇、一一、二二
 保發第三二〇號、應府縣保險局長
 宛、同出張所長宛、保險局長
 ○保險醫保險醫師及保險者ノ指定スルモ
 ノ指定状況ニ關スル件

